



26消安第1275号  
平成26年6月10日

北海道知事 殿

農林水産省消費・安全局長



動物用生物学的製剤基準及び動物用抗生物質医薬品基準の一部改正  
について

今般、「動物用生物学的製剤基準」（平成14年10月3日農林水産省告示第1567号）及び「動物用抗生物質医薬品基準」（平成24年9月10日農林水産省告示第2165号）の一部が別紙のとおり改正されましたので、貴庁に備え置いて縦覧願います。

(別紙)

○農林水産省告示第七百四十五号

薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百三号）の施行に伴い、動物用生物学的製剤基準及び動物用抗生物質医薬品基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年六月十日

農林水産大臣 林 芳正

（以下次のよう）は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附 則

この告示は、薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年六月十二日）から施行する。

「次のよう」

動物用生物学的製剤基準及び動物用抗生物質医薬品基準の一部を改正する  
告示

第一条 動物用生物学的製剤基準（平成十四年十月三日農林水産省告示第千五百六十七号）の一部を次のように改正する。

通則44中「第7号」を「第8号」に改める。

第二条 動物用抗生物質医薬品基準（平成二十四年九月十日農林水産省告示第二千百六十五号）の一部を次のように改正する。

総則27中「第7号」を「第8号」に改める。